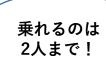
タンデム自転車の公道走行の解禁!

長崎県内で二人乗り用のタンデム自転車の走行が可能となります。

長崎県道路交通法施行細則の一部改正(令和3年10月8日施行)

タンデム自転車とは?

2人乗り用として製造され、ペダルが縦 列に設けられた自転車となります。





タンデム自転車の特徴は?

- 同乗者は、ハンドル操作が必要な く、視覚障害者の方も走行を楽しむ ことができる。
- 車体が長く、小回りが利かない。
- 2人でペダルを漕ぐため、速度が 出やすい。



タンデム自転車の交通ルール

タンデム自転車は一般的な自転車(普通自転車)と異なる交通ルールがあります。

歩道は通行できません。

歩道を通行できるのは、「普通自転車」であり、 「タンデム自転車」は通行できません。

車道の左側端、道路左側の路側帯等を通行しましょう。

タンデム自転車 通行不可



2「自転車を除く」の補助標識は適用されません。

一方通行や進入禁止等の規制標識に「自転車を除く」 という補助標識があってもタンデム自転車は除かれませ ん。

3 交差点は二段階右折です。

信号交差点では、「歩行者用信号」ではなく、「車両 用信号]又は「歩行者・自転車用信号」に従って進行して ください。



自転車は除く



自転車は除く

